

平成26年度 江東区中小企業融資制度

[注] は変更箇所です

資金名	あっせん 限度額	返済期間 (据置)	年利 (%)	利子補 助率(%)	自己負 担率(%)	備考
運転	1,250万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別 (一般)	1,250万円 (各資金合計)	6年(6か月・ 借換はなし)	1.9	0.7	1.2	景気対策は終了
小規模企業特別 (小口零細保証 制度)						
借換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	
環境保全対策 // (アスベスト対策)	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.1 1.6	1.0 0.5	
多角化・転業支援	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化資金 ※1 // 特例※2	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	大型店対策・魅力 ある個店づくり・ 商工業施設建替支 援を統合
				※2 1.6	※2 0.5	
創業支援 // 特例※2	1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	新設
	1,500万円			※2 1.8	※2 0.3	
災害復旧特別資金						終了
団体	1億円 (転貸1組合員 1,000万円)	1年(2か月)	1.6	-	1.6	
		5年(6か月)	1.9	-	1.9	

◎ あっせん受付期間は、平成26年4月～平成27年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、パンフレット・区ホームページをご確認ください。  
 ※1 設備強化資金は、統合される大型店対策資金・魅力ある個店づくり資金・商工業施設建替資金の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。  
 ※2 特例…商店街空き店舗活用特例は、「江東区商店街空き店舗活用支援補助金」の対象となり、商店街会長の推薦を受けた場合、利子補助率を優遇します。

# 中小企業融資制度

## 利子補助率の引き上げなど一部改定

区では、区内中小企業の方が事業資金を低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。

借り入れにあたっては区の紹介を受けた後、金融機関および保証協会の審査がそれぞれありますので、あらかじめご了承ください。

また、初めて利用される方には、経営相談を受けていただくことが必要です。経営相談は予約制となりますので、事前に電話等でお申し込みください。

## 創業支援・設備投資の支援を強化

「創業支援資金」では、利用対象者を区民としていた条件を外し、区内での創業を広く支援します。

既存の資金を統合し、新たに「設備強化資金」を設けます。融資限度額を引き上げ、返済期間を延ばし、店舗改装や、工場の改築などに利用しやすくします。

なお、この二つの資金については、区内商店街の空き店舗を

活用し、新たに出店する場合には、利子補助率の優遇があります。詳細はお問い合わせください。

## 小規模企業特別資金・借換資金の利子補助率を引き上げ

4月以降の申し込み分からは、小規模企業特別資金(一般および小口零細保証制度)の運転・設備・借換および、借換資金の利子補助率をそれぞれ0.2ポイント引き上げ、利子の自己負担を軽減します。

## 景気対策資金と災害復旧資金を終了

小規模企業特別資金(一般及び小口零細保証制度)の「景気対策資金」および「災害復旧資金」

金」は3月31日で終了します。なお、すでに借り入れられている方の利子補助は引き続き実施します。

平成26年度の中小企業融資制度の詳細は別表をご覧ください。利用に際しては経済課で配布しているリーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または



区ホームページをご覧ください。  
 経済課融資相談係  
 ☎(3647)2331

# 新製品・新技術開発支援

## 区内中小企業に経費の2/3を補助

江東区の中小企業が開発する新製品や新技術に係る経費を補助します。詳細は、区のホームページをご覧ください。

「補助対象者」  
 ○区内の中小企業

○複数の中小企業(1/2以上が区内事業者)で構成する任意のグループ

○区内の中小企業団体

「補助対象事業」  
 ○中小企業が自ら行う研究開発で、平成26年度中に事業が完了する見込みのあるもの

・新製品の開発技術

・機械器具(装置)の高性能化、省力化、自動化のための技術  
 ・新物質(新材料)の開発利用技術などに係る事業

「補助金の額」  
 ○他の公的機関に同様の申請をしていないこと。  
 上限300万円(補助対象経費の2/3以内)

「補助件数」  
 5件(予定)

「補助金の交付」  
 書類審査および面接審査を行い補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告に基づき交付

# 5区(江東・品川・港・目黒・板橋) 合同ものづくり商談会

9/4(木)

中小企業の新たな外注先・ビジネスパートナー探しに  
 企業間のネットワーク構築、  
 企業活力を増進するため、中小  
 製造業事業者を対象とした商談  
 会を開催します。

事前に受注・発注の両企業に、  
 それぞれ得意分野や希望品目な  
 どの希望をお聞きし、マッチン  
 グした業者と商談していただき

ます。昨年は品川区を中心に、  
 江東区・港区・目黒区から延べ  
 111社の企業にご参加いた  
 きました。

今年度は新たに板橋区が加わ  
 り五区合同で行われる商談会  
 他に類をみないチャンスです。  
 参加についてご興味をお持ちの

# 食品中の放射性物質の検査結果

区では、区内の店舗で販売されている食品や小中学校の給食用食材などに含まれる放射性物質を検査しています。2月は、区内流通食品14サンプル、東砂小、第二辰巳小、第三亀戸中、元加賀小の給食用食材各校5サンプル合計20サンプル、および給食で飲んでいる牛乳について、小中学校で1サンプル(全校銘柄・工場とも同一種類)、保育園で10サンプルを採取して検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でした。(検出下限値25ベクレル/kg。ただし、牛乳や飲用茶など基準値の低い食品の検出下限値は0.5~2.6ベクレル/kg)給食用食材は、使用する前日に検査を行っています。

[区立保育園についての問合せ先] 保育課保育係 ☎3647-9094 [区立以外の保育園についての問合せ先] 保育課指導係 ☎3647-9084 [小中学校についての問合せ先] 学務課給食保健係 ☎3647-9177 [その他測定全般に関する問合せ先] 保健所生活衛生課食の安全係 ☎3647-5812 ※詳細は、区のホームページをご覧ください。



窓口で

☎(3647)2332  
 ☎(3647)8442  
 FAX(3647)8442

メールで経済課産業振興係へ  
 ☎(3647)2332  
 ※インターネット環境が利用できない方はご相談ください  
 e 0602020@city.koto.lg.jp

## 合同ものづくり商談会



方は、お問い合わせください。  
 皆さんのご参加お待ちしております。  
 時 9月4日(木)午後1時30分~5時 場 品川区立総合区民会館きゅりあん7階(品川区東大井5-18-1) 人 江東・品川・港・目黒・板橋区内の中小製造業事業者 費 無料  
 〔受注企業〕5月20日(火)  
 〔申込〕区ホームページにある専用フォームに必要事項を記入し、

